

かながわ福祉みらい賞実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわ福祉みらい賞実施要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(かながわ福祉みらい奨励賞)

第2条 要綱第2条第2項に規定する「前項に準ずるもので、表彰に値する功績のあったもの」とは、要綱第3条の表彰要件に全て該当する者で、かつ、僅差によりかながわ福祉みらい賞の表彰外となった者とする。

(算出基準日)

第3条 従事年数等の算出基準日は、表彰年度の10月1日とする。

(功績の範囲)

第4条 要綱第3条第1項第4号及び第2項第3号に規定する研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みは、表彰年度の8月1日を基準日として、2年以内に実施したものとする。

(被表彰者の対象除外)

第5条 公務員又は看護賞若しくは保育賞の対象者は、個人表彰の表彰対象者から除く。

2 公務員は、団体表彰の表彰対象者から除く。

(被表彰候補者の推薦及び選考)

第6条 候補者の推薦は、要綱第4条に規定する推薦者が、次の書類を知事に提出することにより行う。

- (1) 「かながわ福祉みらい賞」被表彰候補者推薦書（第1号様式）
- (2) 功績調書（個人）（第2号様式）
- (3) 功績調書（団体）・団体名簿（第3号様式）
- (4) 表彰の対象となる功績が分かる資料

2 要綱第5条に規定する選考は、推薦者から提出された書面によるほか、必要に応じて内容聴取や現地調査を行うものとする。

(選考委員会)

第7条 かながわ福祉みらい賞選考委員会の委員は、神奈川県介護賞選考委員会の委員をもって充てる。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。